1月			［　］					〈　〉			
2月			［　］					〈　〉			
3月			［　］					〈　〉			
計			［　］					〈　〉			
合　計			［　］					〈　〉			

改め、同様式中の備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3　発電電力量の欄の上段の〔　〕内には、火力のうちバイオマスに係る電力量を再掲し、下段の〔　〕内には、火力のうち廃棄物に係る電力量を再掲すること。

（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　資産除去債務明細表

第五条中「支出の額」の下に「及び資産除去債務（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対応する除去費用」を、「建設価額」の下に「及び資産除去債務に対応する除去費用」を加える。

第六条第二項中「購入価額」の下に「とし、資産除去債務に対応する除去費用を加えた額」を加える。

第二十一条第一項中「内燃力発電」の下に「、新エネルギー等発電」を加える。

第二十三条第二項中「、後入先出法」を削る。

別表第一(1)の水力発電設備の科目中

「		リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。	」を
「		リース資産 資産除去債務相当資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。	」に

改め、同表の汽力発電設備の科目中

「	汽力発電設備		地熱発電設備を含む	」を
「	汽力発電設備			」に、
「		リース資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 同上	」を
「		リース資産 資産除去債務相当資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 「水力発電設備」の同項に準ずる。	」に

改め、同表の原子力発電設備及び内燃力発電設備の科目中

「		リース資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 同上	」を
「		リース資産 資産除去債務相当資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 「水力発電設備」の同項に準ずる。	」に

改め、同表の内燃力発電設備の科目の次に

「	新エネルギー等発電設備		風力発電設備、太陽光発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備及び廃棄物発電設備を整理する。	」を
		土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。	
		建物	同上	
		構築物	同上	
		機械装置	同上	
		諸装置	同上	
		備品		
		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	
		資産除去債務相当資産		
		無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	
		工事費負担金（貸方）	同上	
		減価償却累計額（貸方）		

加え、同表の送電設備の科目中

「		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	」を
「		リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。	」に

改め、同表の変電設備の科目中

「		リース資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 同上	」を
「		リース資産 資産除去債務相当資産 無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。 「水力発電設備」の同項に準ずる。	」に

改め、同表の配電設備及び業務設備の科目中